

個店魅力アップ事業補助金のご案内

大垣市では、中心市街地の活性化のため、中心市街地地域で営業中の店舗のファサード（通りに面した外装部分）及び店舗の内装を改装される方を支援する補助制度を設けています。ぜひ補助制度をご活用ください。

◎対象となる方は？

補助対象となる方は、次の条件をすべて満たした方となります。

- 大垣市中心市街地活性化基本計画に位置づけられた中心市街地地域で、補助対象区域（別紙参照）の1階部分に出店されている方
- 小売業、飲食業、サービス業を現に営んでいる方（風俗営業等の業種及び酒類の提供を主とするバー、スナックなどは対象外になります。）
- 5年以上営業を継続している方（ただし日中も営業活動を行っていること。）
- 年度内に改装工事を完了させる方
- 市税を完納している方
- 大垣市暴力団排除条例に規定する「暴力団員等」に該当しない方
- 過去にこの事業またはリフレッシュサポート事業の補助を受けた店舗は、補助金交付後5年以上経過していること

◎対象となる経費は？

(1) 店舗改装費補助金

店舗改装費の2分の1以内【限度額50万円】

- ① 補助対象経費（＝補助金の交付の対象となる経費）は、原則として、改装業者が工事を行う改装部分を対象とし、具体的には、以下に掲げる費用とします。

【補助対象経費】

外装工事、内装工事、空調設備工事、給排水衛生設備工事、サイン工事、電気・照明工事等に要する経費、建物と一体となって機能する設備の設置に要する経費（商品陳列棚、店舗看板等で改装工事により建物に固定されるものを含む。）など

- ② 備品購入費や営業実施に直接必要でない経費は、補助対象外とします。
- ③ 店舗内装の改装費については、1階部分のみ補助対象となります。

◎申請の手続きは？

(1) 申請の時期

改装予定日の30日前までに申請してください。

店舗改装工事後（着工後）の申請は補助対象となりません。

<申請の流れ>

申請書類一式を市へ提出 ⇒ 審査（2～3週間）⇒ 交付（却下）決定 ⇒ 工事開始

（裏面に続く）



(2) 申請に必要な書類

提出書類		注意事項
①	補助金交付申請書	第1号様式。
②	事業計画書	別紙様式。
③	事業予算書	別紙様式。
④	店舗改装費の見積書	2社以上の店舗改装費の見積書を添付。低額の方を採用。
⑤	店舗の設計図	改装される店舗の設計図を添付。
⑥	店舗の位置図	改装される店舗の位置図を添付。
⑦	現況写真	改装される店舗の改装前の外観、内部の写真を添付。
⑧	住民票または登記事項証明書	個人の方は住民票を、法人の方は商業登記事項証明書を添付。
⑨	市税の完納証明書	個人の方は個人、法人の方は法人の完納証明書を添付。
⑩	暴力団排除に関する確約書	市から警察へ照会する場合がございます。
⑪	身分証のコピー(免許証等)	市から警察へ照会する場合がございます。
⑫	その他必要な書類	

◎事業の実施は？

- ・補助金交付申請書の受付後、書類審査を行い、補助金交付決定通知書をお送りします。その後、事業(改装工事等)を開始してください。なお、補助金交付決定通知書は大切に保管してください。
- ・事業の実施に必要な経費の領収書は、実績報告のために、すべて保管しておいてください。
- ・事業内容を変更または中止する場合は、所定の手続きが必要となりますので、必ず事前にご相談ください。事前にご相談いただけない場合は、補助金を交付できません。
- ・申請される際に提出される見積書において、見積り金額の低い業者(見積書)を採用せずに、別業者に発注、支払いをされる場合は、補助金の交付が受けられませんので、ご注意ください。

◎事業が終わったら？

(1) 実績報告の時期

店舗の改装終了後、速やかに実績報告書を提出してください。担当者が店舗検査に伺います。

(2) 実績報告に必要な書類

提出書類		注意事項
①	実績報告書	第6号様式。
②	事業決算書	別紙様式。
③	支払領収書等の写し	事業に要した経費の領収書等を添付。
④	完成写真	改装後の店舗の外観、内部の写真を添付。
⑤	その他必要な書類	

◎補助金はいつ交付されるの？

実績報告書が提出され次第、事業内容の審査を行い、審査完了後、補助金を交付します。
ただし、補助金の交付後であっても、不正が発覚した場合などは、補助金の交付決定を取り消し、補助金の返還を求めます。

◎注意事項について

市の予算の関係上、本年度における申請件数が上限に達した場合は、補助金を交付することができない場合がありますのでご了承ください。(※申請書類の受付順になります。)

お問い合わせは、大垣市役所商工観光課(0584-47-8596)まで、お気軽にどうぞ。